

災害関係資金における対応について

美しい村づくり資金（7号災害資金）（令和8年3月4日時点）

資金種類	貸付限度額	償還期限及び据置期限	資金使途	備考
知事特認以外	個人：500万円 団体：1,000万円	5年以内 (うち据置1年以内)	局地天災、病害虫又は家畜の伝染性疾病により被害を受けた農家の再生産に必要な資金及び災害前6ヶ月以内に購入した生産資材代金の支払いに必要な資金	被損失額が、 <u>平年農業総収入のおおむね30%以上である旨の市町長の認定を受けた場合に適用</u>
	【令和7年度高病原性鳥インフルエンザの影響による風評被害等の経済的影響を受けた養鶏農家等の方】 個人：1,000万円 法人：4,000万円		(令和7年度高病原性鳥インフルエンザの影響による) 飼料費、ヒナ購入費、雇用労賃 その他経営の再開・継続に必要な経費	令和7年度高病原性鳥インフルエンザに係る風評被害等の影響による直近1ヶ月間の販売減少額が、その者の平常時6ヶ月間の月平均販売額の10%以上である旨の市町長の認定を受けた者に適用
知事特認	個人：1,000万円 団体：2,000万円	7年以内 (うち据置2年以内)	ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた農家の経営の維持又は安定に必要な資金	当該影響状況を融資機関により確認を受けた場合に適用
	【令和7年度高病原性鳥インフルエンザによる移動・搬出制限により経営維持が困難になった養鶏農家等の方】 個人：2,000万円 法人：8,000万円 (国制度※と合わせた限度額)		(令和7年度高病原性鳥インフルエンザの影響による) 飼料費、ヒナ購入費、雇用労賃 その他経営の再開・継続に必要な経費	当該影響状況を市町長及び融資機関により確認を受けた場合に適用

※ 国制度とは家畜疾病経営維持資金（経営継続資金）を指します。

※ 災害資金の利子補給は県と市町双方の負担により行っていることから、市町の予算が措置されている場合に利用できます。

※ 最新の金利については、別ページ「金利一覧」をご覧ください。